

## 愛媛県立農業大学校成績評定及び卒業認定要領

### 1 趣旨

この要領は、愛媛県立農業大学校規則第8条及び第15条に基づき、愛媛県立農業大学校総合農学科及びアグリビジネス科の成績評定及び入学前の既修得単位の認定並びに卒業認定に係る必要な事項を定める。

### 2 成績の評定

#### (1) 講義について

- ① 成績の評価は、筆記試験の成績や出席状況、学習態度等により100点満点で行い、80点以上を「優」、65点以上を「良」、50点以上を「可」、50点未満を「不可」とする。ただし3分の1以上欠席すると原則として筆記試験は受けられない。
- ② 「不可」を不合格とし、単位を与えない。
- ③ なお、成績証明書には取得した課業の単位を記載する。

#### (2) 実習について

- ① 実習の評価は、100点満点で行い、80点以上を「優」、65点以上を「良」、50点以上を「可」、50点未満を「不可」とする。
- ② 「不可」を不合格とし、単位を与えない。
- ③ 100点満点のうち出席点50点、実習査定50点で採点する。ただし、出席点が0点の場合は、実習の評価は行わない。
- ④ 実習における出席点は減点方式で、1時限欠席する毎に0.625点のマイナスとする。

#### (3) 講義及び実習の出席点における「遅刻」と「早退」の扱いについて

- ① 1時限(90分)のうち、30分以上の「遅刻」若しくは、30分以上時間を残した「早退」は、その時限を欠席したものとみなす。
- ② 「遅刻」並びに「早退」は、同一科目の授業若しくは実習において3回累積する毎に当該科目を1時限欠席したものとす。

#### (4) 総合評定について

- ① 講義及び実習の履修科目の成績評価を「優」は5点、「良」は3点、「可」は1点、「不可」は0点と点数化する。
- ② ①で算出した各履修科目の点数に、各単位数を乗じ合計し、総合点とする。
- ③ ②で算出した総合点を全単位数に5を乗じた数値で除し、これに100を乗じ、評価点とする。  
(100点満点)
- ④ ③の評価点に基づき、総合順位を決定する。

#### (5) 卒業論文について

総合農学科の卒業論文は担当教官が審査し、合格した論文を受理する。

#### (6) 学生の「公欠」について

つぎに挙げる理由により講義・実習を欠席する場合は、「公欠」とし出席扱いとする。

- ① 学校行事等に学校代表として参加する場合
- ② 親族が死亡した場合
- ③ 就職に係る試験・面接等に出席する場合（出席のために必要な旅行日を含む。）
- ④ その他校長が認めた場合

### 3 入学前の既修得単位認定

(1) 入学者が、本校に入学する前に在籍していた大学、短期大学、専修学校専門課程等（以下、「出身大学等」という。）における学修を、本校における教育科目の履修とみなし単位を与える（以下、「既修得単位認定」という。）。

(2) 既修得単位認定の基準は、次の各号のとおりとする。

- ① 出身大学等で履修した科目の内容が、既修得単位認定を申請する科目（以下、「申請科目」という。）に相当すると認められること。
- ② 出身大学等で履修した科目の単位数が、申請科目の単位数以上であること。
- ③ 認定する単位数は、卒業必要単位数の1/2以内であること。

(3) 既修得単位認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請科目の授業を開始する2週間前までに、既修得単位認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる申請書類等を添付して、校長に申請するものとする。

- ① 出身大学等の発行する成績証明書又は単位修得証明書
- ② 出身大学等の教育科目の概要が記載された教育計画書、授業概要、履修案内その他これらに類するもの

(4) 校長は、前条の申請内容が第2条の認定基準に達している場合は、申請者に対して入学前の既修得単位認定通知書（様式第2号）を通知する。

### 4 卒業の認定

(1) 卒業の認定は、卒業認定会議の審査を経て校長が行う。

(2) 卒業認定会議は、副校長、教務担当教授、研修担当教授で構成する。

(3) 各科ともに、各コースに必修科目を「教育計画書」のとおり設けており、当該各科目に係る単位を修得できない場合は、卒業できないものとする。

(4) 卒業に必要な単位は、総合農学科で100単位以上、アグリビジネス科で50単位以上とする。

※ なお、当要領の補足として別途運用規定を定める。

